

令和3年度「まごころ銀行」助成事業のお知らせ

西予市社会福祉協議会では、福祉の増進に寄与する事業・活動に対して、「まごころ銀行」を活用し、西予市の社会福祉の向上に寄与することを目的として助成を行います。

対象団体	西予市内にある、社会福祉法人・福祉団体・福祉グループ等
対象事業	西予市内の福祉の増進に寄与する事業・活動（以下「事業等」という。）で次に掲げるすべてに該当する事業等。 ①非営利な事業等 ②宗教、政治を目的としない事業等 ③この助成金以外に、補助・助成・委託を受けていない事業等
助成年度	令和2年度に実施する事業等に対して助成
助成対象経費	「助成要綱」第5条 別表1 ※ ホームページ にて参照のこと
助成金の額	(1) 1件（1団体）、助成対象経費の3分の2以内、20万円を限度 (2) 助成金の総額は、 予算の範囲内とする
募集期間	令和2年12月1日～令和3年1月31日（当日消印有効）
応募方法 （郵送のみ）	本会 ホームページ から「助成金交付申請書」をダウンロードし必要事項を記入の上、関係書類を添えて本会まで郵送にて提出。
本会ホームページ	http://seiyo-syakyō.jp/
お問い合わせ	西予市社会福祉協議会 本所 電話（0894）72-2306

※ 詳しい内容については、本会ホームページにて「まごころ銀行」助成要綱をご覧ください。